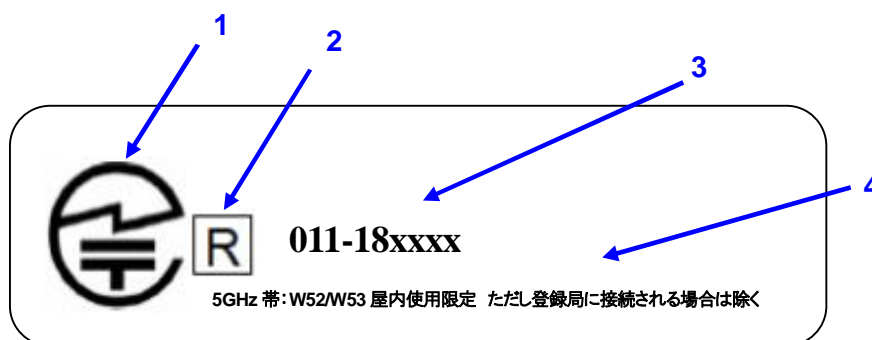


証明ラベルの様式について

(認証ラベル、技適マークの内容等について)



1. 技適マーク

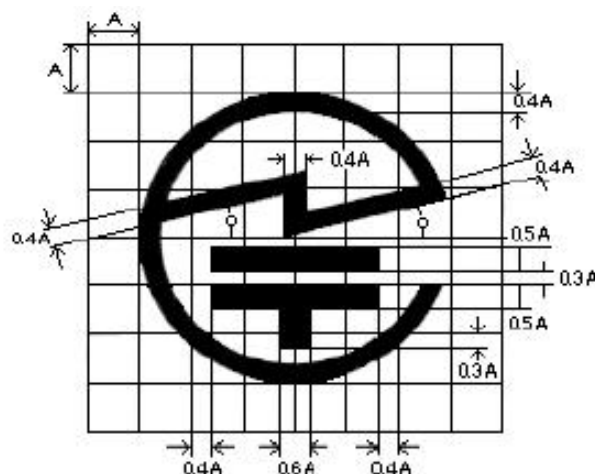
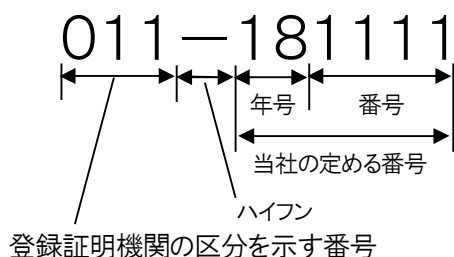
直径 3mm 以上

2. 電波法の認証表示であることを表す記号

“R”を四角で囲むこと

※“T”は電気通信事業法を意味するので注意！

3. 認証番号 (下記は工事設計認証の場合)



4. 5GHz 帯小電力データ通信システムの無線設備がある場合の注意文 (W52, W53)

認証銘板についての注意事項

1. 容易に損傷しない材質のものを使用すること。
2. 銘板の大きさ、書体、色についての規定はないが、容易に識別が出来ること。
3. 認証を受けた無線設備の見やすい箇所に付す。
それが困難又は不合理である場合、「取扱説明書及び包装、又は 容器の見やすい箇所」に付すことが可能。
4. 「当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す」ことが可能。
又は、当該適合無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって、製品の映像面に直ちに明瞭な状態に表示する方法も可能。
(この場合は、電磁的方法によって表示する旨とその表示方法について記載した書類を当該製品へ添付その他の適切な方法により明らかにする必要があります。)